

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (ホクレンくみあい飼料株式会社、雪印種苗株式会社及び ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社)

農林水産省は、ホクレンくみあい飼料株式会社（法人番号：4430001015594）、雪印種苗株式会社（法人番号：6430001017705）及びホクレンくみあい・雪印飼料株式会社（法人番号：4430001078658）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

ホクレンくみあい飼料株式会社は北海道、雪印種苗株式会社は北海道及び関東において配合飼料の製造・供給を行う配合飼料製造会社であり、今般、老朽化した各社の苫小牧工場の更新にあたり合併会社であるホクレンくみあい・雪印飼料株式会社を設立し、工場の集約を行います。これにより、今後も高品質な製品を安価に供給することで畜産農家のコスト低減につなげることを目指します。

2. 事業再編計画の認定

ホクレンくみあい飼料株式会社、雪印種苗株式会社及びホクレンくみあい・雪印飼料株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による新たな設備導入等に対する低利融資及び設備廃棄等に対する欠損金の繰戻還付の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：令和元年7月～終了時期：令和6年3月

4. 申請者の概要

名称：ホクレンくみあい飼料株式会社
資本金：15億2,700万円
代表者：代表取締役社長 北里清和
本社所在地：北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地

名称：雪印種苗株式会社
資本金：46億4,334万7,000円
代表者：代表取締役社長 高山光男
本社所在地：北海道札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号

名称：ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社
資本金：3億円
代表者：代表取締役社長 北里清和
本社所在地：北海道苫小牧市真砂町36番地3

< 添付資料 >

ホクレンくみあい飼料株式会社、雪印種苗株式会社及びホクレンくみあい・雪印飼料株式会社の
事業再編計画の概要
認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】

生産局畜産部飼料課流通飼料対策室

担当者：有江、伊藤

代表：03-3502-8111（内線4915）

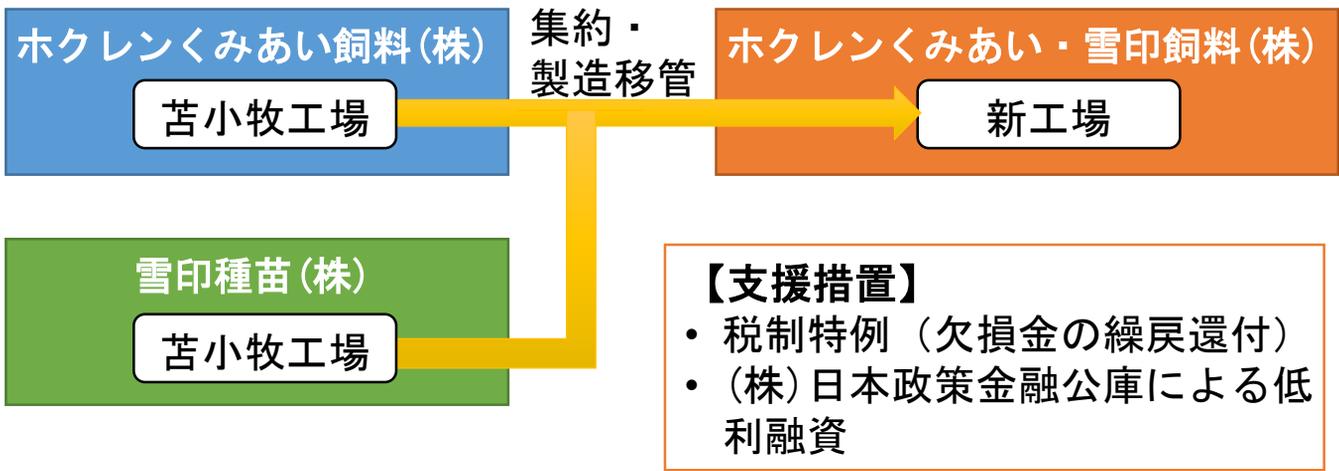
ダイヤルイン：03-3591-6745

FAX：03-3502-8294

ホクレンくみあい飼料株式会社、雪印種苗株式会社及び ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社の事業再編計画の概要

ホクレンくみあい飼料株式会社は北海道、雪印種苗株式会社は北海道及び関東において配合飼料の製造・供給を行う配合飼料製造会社であり、今般、老朽化した各社の苫小牧工場の更新にあたり合弁会社を設立し、工場の集約を行います。これにより、今後も高品質な製品を安価に供給することで畜産農家のコスト低減につなげることを目指します。

事業再編の概要



【事業構造の変更】

- ・ 保有する施設・設備の相当程度の撤去・廃棄
- ・ 資産の譲渡・譲受け

【事業方式の変更】

ホクレンくみあい飼料(株)苫小牧工場及び雪印種苗(株)苫小牧工場における配合飼料の製造を合弁会社に移管。各社の苫小牧工場は廃止。

事業再編計画の主な内容

【良質かつ低廉な農業資材の供給】

- 牛用配合飼料製造工場の集約により、生産効率を向上（製造経費／売上高比率を2.2～3.2%低減）させ、低コストで配合飼料を供給することで、顧客畜産農家の経営コスト低減に寄与

【生産性の向上】 有形固定資産回転率について、ホクレンくみあい飼料(株)は1.9倍、雪印種苗(株)は1.1倍に向上

【計画の実施時期】 令和元年7月～令和6年3月

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和元年7月5日

2. 認定事業再編事業者名
ホクレンくみあい飼料株式会社
雪印種苗株式会社
ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

苫小牧港にあるホクレンくみあい飼料（株）苫小牧工場の牛用工場は、稼働開始から48年が経過し、老朽化が進んでいる。また、同地区にある雪印種苗（株）苫小牧工場も稼働から33年が経過しており、苫小牧港における両社の工場は更新の時期を迎えている。このため、両社は共同で苫小牧港を基点とする道央南及び道北地域における牛用配合飼料の製造供給体制の見直しに取り組むこととし、本年4月に両社による合弁会社（ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社）を設立した。

今後、牛用飼料の製造をこの合弁会社に集約することにより、引き続き低コストで、安全・安心、高品質な配合飼料の供給を行い、北海道の酪農・畜産の発展に貢献することを目指す。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上に関する数値目標

① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

合弁会社における令和5年度（2023年度）の牛用飼料の製造経費／売上高について、平成29年度（2017年度）におけるホクレンくみあい飼料（株）苫小牧牛用工場と比べて2.2%、雪印種苗（株）苫小牧工場と比べて3.2%低減することを目指す（原材料費及び減価償却費の変動を補正）。

② 生産性の向上に関する目標

有形固定資産回転率について、令和5年度（2023年度）には平成29年度（2017年度）に比べて、ホクレンくみあい飼料（株）は1.9倍、雪印種苗（株）は1.1倍に向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性に関する目標

令和5年度（2023年度）において、ホクレンくみあい飼料（株）、雪印種苗（株）、ホクレンくみあい・雪印飼料（株）の3社ともに、有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超えることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業
配合飼料製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容
(事業の構造の変更)

ホクレンくみあい飼料（株）苫小牧牛用工場及び雪印種苗（株）苫小牧工場の施設の撤

去及び設備の廃棄

ホクレンくみあい飼料（株）からホクレンくみあい・雪印飼料（株）への鶏豚用工場等資産の譲渡

（事業の方式の変更）

ホクレンくみあい飼料（株）苫小牧工場及び雪印種苗（株）苫小牧工場における配合飼料の製造を、ホクレンくみあい・雪印飼料（株）の新工場へ移管することで生産効率を向上し、低コストで高品質な製品の供給体制を整備する。

（2）事業再編を行う場所の住所

ホクレンくみあい飼料（株）本社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
雪印種苗（株）本社	北海道札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号
ホクレンくみあい飼料（株）苫小牧工場	北海道苫小牧市真砂町36番地3
雪印種苗（株）苫小牧工場	北海道苫小牧市真砂町35番地2 3
ホクレンくみあい・雪印飼料（株）	北海道苫小牧市真砂町36番地3

（3）関係事業者又は外国法人に関する事項
該当なし

（4）事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和元年（2019年）7月5日

終了時期：令和6年（2024年）3月31日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に伴う競争に関する事項

該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
<p>三 資産の譲渡又は譲受け</p>	<p>ホクレンくみあい・雪印飼料（株）は、ホクレンくみあい飼料（株）より、苫小牧工場の鶏豚用工場及び原料サイロ等を譲り受ける。</p> <p>譲り受ける資産の内容</p> <p>(1) ホクレンくみあい飼料（株） 苫小牧工場の原料サイロ等 帳簿価額：1,117 百万円 譲受期日：令和3年11月</p> <p>(2) ホクレンくみあい飼料（株） 苫小牧工場の鶏豚用工場の建物及び設備 帳簿価額：613 百万円 譲受期日：令和4年9月</p>	<p>法第25条 （日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資）</p>
<p>十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄</p>	<p>【ホクレンくみあい飼料（株）】</p> <p>(1) 撤去する施設 苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場建屋等 ・帳簿価額：181 百万円 ・撤去期日：令和元年7月以降 ・撤去比率：7.1%</p> <p>(2) 撤去する設備 苫小牧工場の配合飼料工場製造機械装置等 ・帳簿価額：152 百万円 ・撤去期日：令和元年7月以降 ・撤去比率：12.7%</p> <p>【雪印種苗（株）】</p> <p>(1) 撤去する施設 苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場建屋等 ・帳簿価額：235 百万円 ・撤去期日：令和4年6月以降 ・撤去比率：6.8%</p> <p>(2) 撤去する設備 苫小牧工場の配合飼料工場製造機械装置等 ・帳簿価額：250 百万円 ・撤去期日：令和4年6月以降 ・撤去比率：13.0 %</p>	<p>租税特別措置法第66条の13 （設備廃棄等に対する欠損金の繰戻還付の特例）</p>
法第2条第5項第2号の要件		
<p>農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入</p>	<p>ホクレンくみあい飼料（株） 苫小牧工場及び雪印種苗（株） 苫小牧工場における配合飼</p>	<p>法第25条 （日本政策金融公庫の長期・低利資金</p>

又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	料の製造を、合弁会社（ホクレンくみあい・雪印飼料（株））の新工場へ移管することで生産効率を向上し、低コストで高品質な製品の供給体制を整備する。	の融資)
--	---	------